

組合活動や思想信条による差別、男女差別、派遣やパートの差別

差別をなくして 明るい職場を

**東芝は
労働委員会命令を守り
争議を解決せよ**

憲法を職場に生かそう

私たちは、労働委員会での全面勝利命令を力にして、組合活動や思想信条による差別をなくし、働きやすい職場をつくるために活動してきました。

差別をなくすたまたかに 大きなご支援を

「人減らしリストラ、年金や医療保険改悪、増税で将来の生活が心配」
「派遣やパートの労働条件の格差をなくしてほしい。男女差別もなくしてほしい」
「成果主義賃金といっても四十代で賃金頭打ち、成績査定も不正だ」
「出向や転籍で労働条件を下げるな」
いま、憲法や労働基準法、労働組合法で保障された働くルールを職場に生かすためには、組合活動や思想信条を理由とした差別をなくすことが、大切ではないでしょうか。



ひとりひとりの人権を大切に 差別のない明るい職場をつくろう



自公連立政府は、財界やアメリカのいいなりにあって、憲法九条を改悪してアメリカと一緒に戦争する国にしようとしています。
「差別をなくして明るい職場を」「憲法九条を守れ」の運動を広げましょう。
皆様の大きなご支援をお願いします。

憲法 第十四条

「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」

労働基準法 第三条

「使用者は、労働者の国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない」

労働組合法 第七条

「使用者は、次の各号にかかせる行為をしてはならない。」

- ① 労働組合活動を理由に差別すること。
- ② 団体交渉を拒否すること。
- ③ 労働組合を支配し介入すること。」

東芝の職場を明るくする会 2005年 5 & 6月

東芝争議の全面一括解決を 6月16日 支援共闘会議結成

東芝は 神奈川県労働委員会と 中央労働委員会の差別是正命令を守れ

東芝の職場を明るくする会は、「労働組合運動の弱体化をねらった賃金や資格の差別を是正せよ」という要求を実現して、東芝および関連会社から差別をなくすためにたたかってきました。

- ◆ 九五年 第一次地労委申立て（十名）
- ◆ 九六年 差別是正社長申し入れ（四五名）
- ◆ 〇一年 神奈川県労働委員会勝利命令
- ◆ 〇三〇四年 第二次地労委申立て（九名）
- ◆ 〇三年 差別是正社長申し入れ（三十名）
- ◆ 〇四年 中央労働委員会も差別是正を命令

全国の東芝と関連企業で働く仲間の団結と 全労連・神奈川労連・東京地評など 多くの労働組合のご支援で年内に解決を

いま、差別をなくすたまたかいは、東芝の事業所がある全国各地の労働組合と民主団体の支援を結集した支援共闘会議の結成によって、二〇〇五年中に、東芝と関連会社での差別是正を実現する運動へと発

展しています。支援共闘会議の結成集会は、きたる六月十六日川崎市の「いさご会館」で行われます。東芝の職場を明るくする会のたたかいに、皆様の大きなご支援をお願いします。

ホームページに、みなさんのご意見、ご要望をお寄せ下さい



<http://www.kki.ne.jp/akaruku-tsb>

検索は「東芝の職場」と入力して下さい

東芝争議支援共闘会議結成集会

六月十六日 午後六時三〇分から
「いさご会館」（川崎市役所近く）

東芝の職場を明るくする会（人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会）

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル (Tel&Fax : 044-533-1408)